

(参考様式2)

農山漁村活性化対策整備事前点検シート

計画主体名	三宅村・東京都		
計画期間 実施期間	H23～H26 H23～H25	総事業費(交付金)	56,674千円(31,770千円)

1 計画全体について

項 目	チェック欄	判 断 根 拠
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか	レ	活性化の目標は、地域活性化のために定住人口を確保することで、同法律及び基本方針に適合している。 農道の路面改修及び防護柵の改修により農産物の生産環境を向上させることにより、農家の農業意欲を促し人口減少の抑制に資する。
市町村振興計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか	レ	対象農道は、農業振興地域で土地改良法に基づき造成され、三宅村が農道台帳を作成し適正に管理されている。 三宅村振興計画に即しているとともに、農業振興地域整備計画に配慮されたものとなっている。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか	レ	農家の要望に基づくものであり、三宅村農業委員会において調整(委員会の了承の上)した後三宅村が計画を策定している。
活性化計画の策定にあたり、女性の意見や提案などを聞く機会を設けているか	レ	受益者及び地域住民の女性の意見を職員が聞いて確認している。
事業の推進体制は確立されているか	レ	受益者の要望(同意)に基づき受益農地10haの農道について三宅村が事業化するものである。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか	レ	農道の環境整備で物流の効率性を向上させ、農業を活性化させることで定住人口を確保し、地域の活性化を図ることができる。
計画期間・実施期間は適切か	レ	計画期間は目標達成に必要な期間とする。 実施期間は三宅村の財政状況を考慮し決定した。
交付金要望額は交付限度額(事業費×交付額算定交付率)の範囲内か	レ	事業費56,674(千円)×交付算定率55/100=31,770(千円) 交付限度額の範囲内

2 個別事業について

項 目	チェック欄	判 断 根 拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか	レ	農道更新対策として、農道保全対策を実施するものであり、項目の事項については該当しない。
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、地域自主戦略交付金交付要綱(農林水産省)(以下「交付要綱」という。)別紙35に定める基準を満たしているか	—	該当なし

交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか	レ	減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年3月31日大蔵省令第15号)別表第1 機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数表: 舗装道路及び舗装路面: アスファルト敷又は木れんが敷のものを適用 アスファルト舗装10年とする。
事業による効果の発現は確実に見込まれるか		
費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領(平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知)により適切に行われているか)	レ	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領の第2の3の⑨土地改良施設保全に該当する。
上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか	レ	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領の第2の3の⑨土地改良施設保全に該当するため投資効率を1.0とみなす。
事業内容、事業実施主体等については交付要綱別紙34及び35に定める要件等を満たしているか	レ	事業実施主体は村であり適正である。 土地改良施設保全に関しては、農道保全対策事業計画に基づいて行うものであり要件を満たしている。
個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか	レ	交付金は東京都土地改良事業費補助金交付要綱に基づく事業費として三宅村が管理する農道(農道台帳完備)へ補助するもので、今後も村が農道として管理する。
施設等の利活用の見通し等は適正か		
地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか	—	該当なし
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか	—	該当なし
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	—	該当なし
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	—	該当なし
施設の利用や運営等にあたって、女性参画への配慮や促進のための取組がなされているか		
事業費積算等は適正か		
過大な積算としていないか	レ	土地改良工事積算基準を採用し、単価は東京都設計単価を採用している。
建設・整備コストの低減に努めているか	レ	現況を詳細に調査し舗装打ち替え範囲を最小限に精査している。
附帯施設は交付対象として適正か(必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか)	—	該当なし
備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としていないか)	—	該当なし
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か	レ	既設農道の保全対策であるため立地の検討は該当しない。整備については、農家の要望に基づき舗装改修を講じるものである。
施設用地が確保されている又は確保される見通しが付いているか	レ	既存農道の用地の範囲内での舗装打ち替えのため新たに用地買収を行なう必要がない。
体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、交付要綱別紙35に定める基準を満たすとともに、その必要性について十分に検討しているか	—	該当なし

交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か		
処理加工・集出荷貯蔵施設については、「強い農業づくり交付金実施要領」(平成17年4月1日付け16生産第8262号農林水産大臣官房国際部長、総合食料局長、経営局長通知)別記Ⅱの第1の2の(4)のウの基準に照らし適正であるか	—	該当なし
地域間交流拠点については、延べ床面積㎡当たり29万円以内かつ延べ床面積1,500㎡以内であるか	—	該当なし
地域連携販売力強化施設については、以下の内容を満たすものとなっているか。		
地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組がなされているか	—	該当なし
生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設であるか	—	該当なし
1年を通して運営される施設であるか	—	該当なし
6次産業化や女性参画の促進に寄与する施設であるか	—	該当なし
事業実施主体の負担(起債、制度資金の活用等を含む)について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	レ	平成24年度予算に自己財源を計上し、次年度予算も確保しており、起債及び制度資金は使用しない。
入札方式は一般競争入札又はこれと同等の競争性のある契約方式によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付さない場合は、その理由は明確か	レ	本地区は、離島であることから入札方法を配慮し指名競争入札とする。
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか		
維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか)	レ	農道保全対策基本方針・農道保全対策事業計画書に基づき、三宅村が適正に管理する。
収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、事業費で5,000万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか	レ	該当なし
他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	レ	該当なし
他の事業への重複申請(予定も含む)はないか(ある場合には、事業名を記載すること)	レ	他事業との重複については、該当事業がない。

注1 項目について該当が無い場合はチェック欄に「—」を記入すること。

2 事前点検シートは、公表するものとする。判断の根拠となった資料についてもあわせて公表するものとする。